

広報 いが市

3.1

No.223

2015年(平成27年) 3月1日号



よいしょ～！
ひっぱれ～！



オーエス!!
オーエス!!

介護保険制度が変わります.....	2
軽自動車・原付などの手続き.....	5
平成 27 年度の農作業賃金基準.....	6
着地型観光「いがぶら」研修会.....	7
後期高齢者医療「医療費のお知らせ」.....	8
3月の二次救急実施病院.....	15

※写真は、2月1日に阿山 B&G 海洋センターで開催された第 10 回伊賀市長杯綱引大会兼伊賀市綱引選手権大会の様子。

平成27年度から介護保険制度が変わります

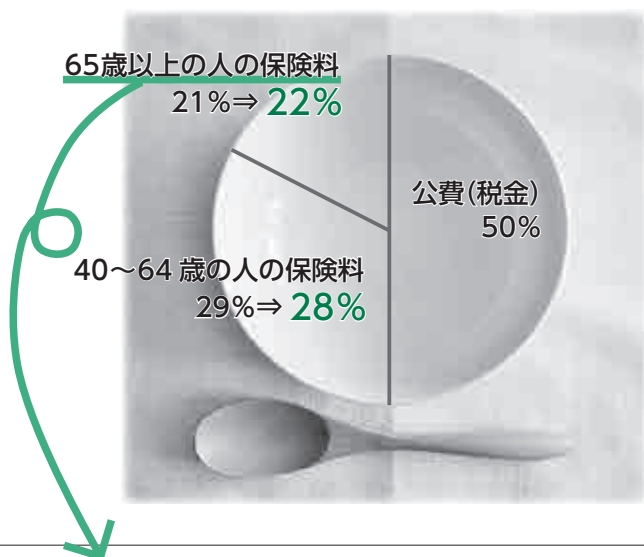
【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26・3939 FAX 26・3950

平成27年4月

介護保険料が変わります

介護保険制度の見直しにより、介護保険料の負担割合が65歳以上の人は22%、40～64歳の人は28%に変更されます。また、今後増える介護給付費などを推計した上で、平成27年4月から3年間の保険料を見直します。

【介護保険財源】



伊賀市で必要な
介護サービスの
総費用 × 65歳以上の人の
負担分 (22%)

市内に住む
65歳以上の人数

伊賀市の
65歳以上の人の
保険料の基準額(年額)
(平成27～29年度)

※市の介護サービス費用がまかなえるように算出しています。

平成27年4月

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)の
入所基準が変わります

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3以上の人です。

ただし、すでに入所している要介護1・2の人や、制度改正後に要介護1・2の状態に改善した場合、継続入所可能とする経過措置がとられます。

また、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善した場合でも、やむ

を得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、引き続き特例的に継続入所が可能です。なお、要介護1・2の人であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められる場合があります。



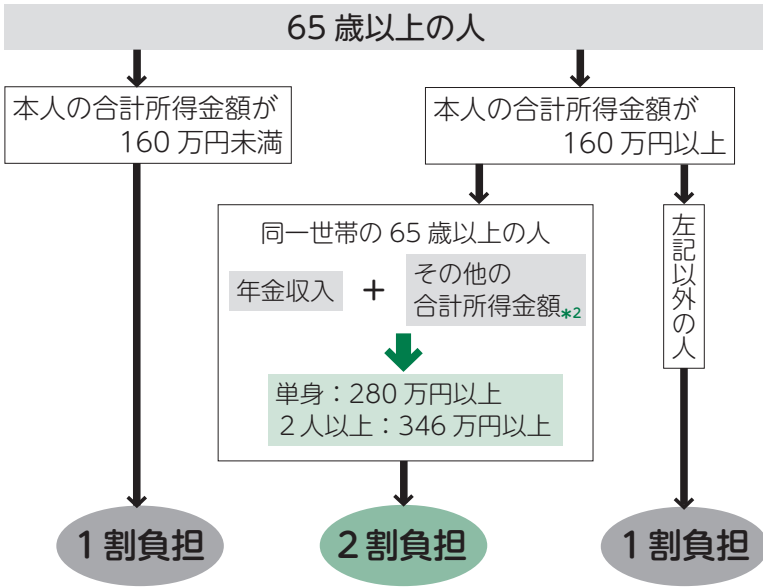
平成27年8月～

一定以上の所得がある
65歳以上の人は
自己負担が2割に

一定以上の所得^{*}のある人がサービスを利用したときの自己負担が、1割から2割になります。
※認定者全員に自己負担の割合（1割または2割）を記載した「介護負担割合証」を発行します。

^{*}1 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入⁺その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

【介護保険サービス費用の負担割合】



^{*}2 その他の合計所得金額…給与収入、事業収入などから給与所得控除、必要経費を控除した額

平成27年8月～

高額介護サービス費の
一部の上限額が
新しくなります

高額介護サービス費は、同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給されます。

この利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の人がいて、年収が単身383万円以上、2人以上で520万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

【現行の段階区分】

利用者負担段階区分	限度額
一般	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円
○ 公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 ○ 老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護の受給者など	15,000円（個人）

改正後…

利用者負担段階区分	限度額
現役並み所得者	44,400円
一般	37,200円

平成27年8月～

施設・短期入所サービス（ショートステイ）を利用する所得が低い人の
食費・居住費軽減の
適用要件が変わります

所得が低い施設利用者のうち、別世帯の配偶者が市民税課税者である場合、または預貯金などが一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の軽減はありません。

▼平成27年7月まで
所得要件…住民税非課税世帯

▼平成27年8月から
所得要件…住民税非課税世帯（別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税）

資産要件…

預貯金などが一定額以下



平成27年8月

高額医療・高額介護合算制度の 限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担（それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。（70歳未満の人のみ変更）



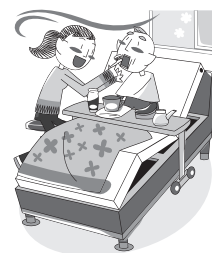
【高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月）】

所得 (基礎控除後の総所得金額など)	70歳未満の人		
	～平成26年7月	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	126万円	176万円	212万円
600万円超 901万円以下		135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円	67万円
210万円以下		63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円	34万円

平成29年4月までに開始

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)が始まります

介護保険法の改正により、介護予防給付（要支援1・2の人向け）の「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」を、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。



予防給付によるサービス

※①②以外は従来どおり

- ①訪問介護
- ②通所介護

移行

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業によるサービス)

- 訪問型サービス：多様な担い手による生活支援
- 通所型サービス：ミニデイなどの通いの場
運動・栄養・口腔ケアなどの教室
介護事業所による訪問型・通所型サービス
- 生活支援サービス（配食・見守りなど）

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎26-3939 FAX26-3950

◆ 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

軽自動車・原付などの手続き

【問い合わせ】課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618



■手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識(ナンバープレート)ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

【問い合わせ】

▼三・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 050-3816-1779

▼二輪の軽自動車

三重県軽自動車協会 ☎ 059-234-8611

▼二輪の小型自動車

中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055

▼原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車

課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

伊賀支所住民福祉課 ☎ 45-9104 FAX 45-9120

島ヶ原支所住民福祉課 ☎ 59-2109 FAX 59-3196

阿山支所住民福祉課 ☎ 43-0333 FAX 43-1679

大山田支所住民福祉課 ☎ 47-1152 FAX 46-1764

青山支所住民福祉課 ☎ 52-3232 FAX 59-2281

■手続きに必要なもの

【廃車手続きの場合】

印鑑・標識(ナンバープレート)・標識交付証明書

【名義変更手続きの場合】

両者の印鑑・標識交付証明書
※すべての手続きについて、窓口へ来た人の身分証明書が必要です。

※手続きに必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

《減免申請書は毎年提出が必要です》

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限7日前の5月25日(月)までに減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も必要です。

【問い合わせ】

課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618



◆ 固定資産の状況や価格などを確認していただく機会です

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

【問い合わせ】課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618



市では皆さんが所有している固定資産の状況や価格などを確認していただくため、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧期間を設けます。

※縦覧期間中は、通常の土地登記所有者簿の閲覧を休止します。

【と き】

4月1日(水)～30日(休)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】

課税課資産税係・各支所住民福祉課

【対象者】

市内に土地または家屋を所有している人

【内 容】

○土地：所在地番・地目・地積・評価額

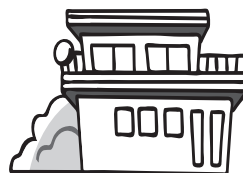
○家屋：所在地番・家屋番号・構造・種類・床面積・建築年次・評価額

【縦覧に必要なもの】

○所有者本人：本人確認ができるもの

※運転免許証・住民基本台帳カード(写真付き)など

○代理人：委任状と代理人の本人確認ができるもの(所有者本人の場合と同じ)



◆ 農地の所有者変更や農地以外への転用には許可が必要です

農業委員会 農地部会のお知らせ

【問い合わせ】 農業委員会事務局

☎ 43-2312 FAX 43-2313

平成 27 年度農業委員会の農地部会開催日と申請書などの提出期限を次のとおり決定しました。

農地の売買で所有権を変えるとき（3条申請）や、農地（田・畑）を農地以外のものに転用しようとするとき（4条・5条申請）などには、農地法に基づく許可が必要です。申請の手続きを行ってください。

申請は、農業委員会事務局または各支所振興課へ必要書類を提出してください。締切日以降の提出や書類に不備がある場合などは、農地部会への上程が翌月以降になることがありますので、ご注意ください。

許可について、農業委員会許可分は農地部会後 2～3 日、市許可分は他法令の許可を要する場合を除き、締切日から概ね 40 日前後での交付を予定しています。

なお、市街化区域内の転用などの届出関係書類は随時受け付けています。

■ 平成27年度 農地部会日程表

申請書などの提出締切日	農地部会開催日	三重県農業会議常任会議員会議開催日
3月24日(火)	4月10日(金)	4月23日(木)
4月21日(火)	5月13日(水)	5月25日(月)
5月25日(月)	6月11日(木)	6月23日(火)
6月23日(火)	7月10日(金)	7月23日(木)
7月21日(火)	8月7日(金)	8月24日(月)
8月21日(金)	9月9日(水)	9月24日(木)
9月17日(木)	10月9日(金)	10月23日(金)
10月21日(水)	11月11日(水)	11月24日(火)
11月17日(火)	12月7日(月)	12月17日(木)
12月16日(水)	1月13日(水)	1月25日(月)
1月22日(金)	2月10日(水)	2月23日(火)
2月22日(月)	3月10日(木)	3月23日(火)

◆ 春からの農作業に向けて

平成27年度の農作業賃金基準

【問い合わせ】 農業委員会事務局

☎ 43-2312 FAX 43-2313

基準額は、ほ場整備田とし、未整備田・ほ場の条件・使用農機具・作業の難易度などにより、双方で協議・調整してください。

※いずれも飲食などのまかない料は含みません。

【問い合わせ】 農業委員会事務局

農林振興課 ☎ 43-2301 FAX 43-2313

種 目	単位	協定基準額 (別途消費税)	備 考
一般作業	1 日	8,000 円	労働時間は 8 時間を基準とする。
耕うんなど	耕起	10a 8,500 円	機械持ち賃金
	くれ返し	// 6,000 円	
	代かき	// 6,500 円	
あぜぬり	1 m	80 円	あぜぬり機使用
育苗	1 箱	700 円	硬化苗
苗運搬	1 箱	80 円	
田植	10a	9,500 円	苗代含まず。側条施肥機使用の場合 1,500 円増し 農薬 1 剤につき 500 円増し
農薬散布	液剤	10a 3,000 円	薬代含まず。動力噴霧機使用 動力散布機使用
	粉粒剤	// 2,000 円	

種 目	単位	協定基準額 (別途消費税)	備 考
稲刈取り	10a	19,000 円	コンバイン使用
籾運搬	10a	2,000 円	
乾燥・籾摺調製	玄米 60Kg	1,900 円	基準水分 22%
色彩選別機	玄米 30Kg	300 円	
畦畔草刈	1 時間	1,200 円 ～ 1,800 円	刈払いのみ(機械・燃料含む)。ほ場や畦畔の状況により加減
土壌改良剤散布 肥料散布	10a	1,000 円 ～ 2,000 円	土壌改良剤含まず。 肥料代含まず。
麦	耕うん・播種・施肥	10a 8,000 円	
	刈取り・運搬	// 14,500 円	
大豆	耕うん・播種・施肥	10a 6,000 円	
	刈取り・運搬	// 12,000 円	

◆ すべての人にとって使いやすいものを

ユニバーサルデザインを暮らしの中に

【問い合わせ】医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

■ユニバーサルデザインを知っていますか

年齢や性別、障がいのあるなしに関係なく、誰もが使いやすいように配慮されたデザインを「ユニバーサルデザイン」といいます。

市では、誰もが、安全に、安心して、快適に生活できるように、すべての人を対象としたユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。



◀あるまちの階段。坂道と階段のどちらを通ることもでき、手すりも設置されている。

■市が取り組むユニバーサルデザインの例

市内でも、わかりやすさ、利用しやすさ、心地よさに配慮したトイレ、公共施設、駐車場、公園が整備されるなど、ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいます。

市役所では、ユニバーサルデザインの考え方や取り組みを、全職員が情報共有することから始めています。例えば、職員が市民の皆さんへご案内する文書などについて、だれにとっても見やすい文字として、できる

だけ大きな文字を使用したり、字体も太さが均一であるゴシック体や丸ゴシック体などを使うようにしています。（「広報いが市」の本文は丸ゴシック体です。）

10ポイント：	明朝体	ゴシック体
12ポイント：	明朝体	ゴシック体
14ポイント：	明朝体	ゴシック体

※現在、全てにおいて取り組んでいるわけではありません。

■できることから始めましょう

さまざまな人の立場に立って、視点を変え、皆さんも暮らしを見直してみませんか。

- 電車やバスでは、高齢者や妊娠している人に席を譲る。
- 重い荷物を持っている人を助ける。
- 点字ブロックの上に自転車やモノを置かない。

あなたの小さな行動から、みんなが優しい気持ちになれるまちづくりをすすめていきましょう。

今後も、みんなにやさしい伊賀市をめざし、どのようなユニバーサルデザインがあるのかを情報発信していきます。

◆ 伊賀ファンを増やす体験プログラムを一緒につくろう！

着地型観光「いがぶら」研修会

【問い合わせ】観光戦略課

☎ 22-9670 FAX 22-9695

市では、「観光立市」をめざし、地域全体で観光客を受け入れる体制づくりのため、昨年10月から11月に着地型観光「伊賀ぶらり体験博覧会いがぶら」を実施し、たくさんの事業者や団体の皆さんにご参加いただきました。今年も、「いがぶら」の実施に向けて、着地型観光についての研修会を開催します。

着地型観光とは、観光事業者だけでなく商業者や農業者、NPO、自治協議会組織など、直接観光業に関係のなかった人にも、独自のおもてなし事業（有料）を考案いただき、市全体で「体験プログラム」として発信するものです。飲食業などの集客アップ、地域活動の資金作り、都市農村交流による過疎化対策、新たな事業

をはじめのきっかけ作りなど、さまざまな目的を達する手段として利用していただけます。

【と き】 3月19日（木） 午後7時～9時

【ところ】 ハイトピア伊賀 3階コミュニティ情報プラザ

【内 容】

第1部：昨年の事業報告

（午後7時～7時30分）

第2部：今年から新たに着地型観光の取り

組みを検討している人への研修

（午後7時30分～9時）

【申込方法】 電話・ファックス・Eメールでお申し込みください。

【申込先・問い合わせ】

観光戦略課 ☎ 22-9670 FAX 22-9695

✉ kankou@city.iga.lg.jp



催し 人権パネル展

①寺田市民館「じんけん」パネル展

【と き】 3月2日(月)～30日(月)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日は除く。

【ところ】

寺田教育集会所 第1学習室

【内 容】『東日本大震災 3.11 から学ぶ「福島差別」』

震災から見てきた人権問題、女性・子ども・障がい者・外国人の現状やその取り組み、また、福島差別の現実とその取り組みについて知るパネル展です。

【問い合わせ】 寺田市民館

☎/FAX 23-8728

②いがまち人権パネル展

【と き】 3月3日(火)～27日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【内 容】「部落問題と向き合う反差別の輪を広げよう！」

【問い合わせ】 いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

催し 『雪解』のつどい

伊賀市ゆかりの作家・横光利一の
人と文学を偲ぶ催しです。

【と き】 3月15日(日)

午後1時30分～3時40分

(受付：午後1時～)

【ところ】 柘植公民館ホール

【内 容】

《報 告》

ありだんじょう

①文学碑「蟻臺上に餓えて月高し」
建立と除幕式の思い出

…余野 共子さん

②山本家所蔵 横光利一書簡を巡って

…山本 智子さん

《朗読・解説》

作品『三つの記憶』から

…実行委員会

《追悼報告》 岸宏子の見た横光利一

…実行委員会

◇会場展示

○イメージ絵巻

(制作・絵手紙グループ「いろは」)

○横光利一書簡

【参加費】 300円(資料代)

※事前の参加申込は不要です。

【問い合わせ】 「『雪解』のつどい」実
行委員会事務局 ☎/FAX 21-1554

伊賀支所振興課

☎ 45-9111 FAX 45-9120

お知らせ 後期高齢者医療

「医療費のお知らせ」

三重県後期高齢者医療制度の加入者に、平成26年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を3月下旬にお送りします。これは、実際にかかった医療費をお知らせし、健康の大切さを改めて確認していただくことを目的としています。

※確定申告などの「医療費控除」に添付する領収書の代わりとして使用することはできません。

【問い合わせ】 三重県後期高齢者医療
広域連合事業課 ☎ 059-221-6883

催し 健康スポーツ講座

【と き】 3月17日(火)

午後8時～9時

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

多目的大研修室

※ハイトピア伊賀の駐車場を利用の場合は、講座時間中の駐車料金を主催者で負担します。

【内 容】

ピラティス・ストレッチなど。力みを取り除き、手足が楽に動くことを体感していただくセミナーです。

【講 師】 パーソナルトレーナー

佐藤 実さん

【対象者】 20歳以上の人

【定 員】 20人 ※先着順

【持ち物】 ヨガマットまたは、厚手のバスタオル2枚

【申込期間】 3月2日(月)～12日(休)

午前9時～午後5時

【申込方法】 電話または直接来館

【申込先・問い合わせ】 上野公民館

☎ 22-9637 FAX 22-9692

(土・日曜日は☎ 22-9801)

催し 離乳食教室(1～2回食)

【と き】 3月20日(金)

午後1時30分～3時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀 4階

【内 容】 講話、調理と試食、相談
※調理実習の際、先着15人まで託児があります。 ※電話予約制

【定 員】 20人 ※先着順

【持ち物】 母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角巾・手ふきタオル

【受付開始日】 3月6日(金)

※電話予約制

【申込先・問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

お知らせ 耳マークをご存じですか

緑色の右のような
マークを見かけたら
耳マークです。

聴覚に障がいがある人は、外見からは分かりにくいので、周りから誤解を受けたり、危険にさらされたりするなど社会生活上で不安が少なくありません。「耳マーク」は、「聞こえない・聞こえにくい」ことを示し、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくため考案されたものです。

市では、窓口に「耳マーク」を掲示し、希望に応じ、筆談などの方法で対応します。

○電話お願い手帳：耳や言葉の不自由な人が、外出先で電話連絡などの必要があるとき、回りの人に依頼するための手帳です。

※障がい福祉課と各支所住民福祉課の窓口で配布しています。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662



▲耳マーク

お知らせ 市議会の日程を変更します

伊賀市議会だよりNo.40(2月1日発行)でお知らせした次回定例会の日程を次のとおり変更します。

○3月3日(火)…本会議(開会)

○5日(休)・6日(金)…常任委員会

○11日(火)・12日(休)・13日(金)・16日(月)

…本会議(一般質問)

○17日(火)・18日(水)・20日(金)

…予算常任委員会

○25日(水)…本会議(閉会)

※本会議と予算常任委員会は午前10時から始まります。

※定例会の日程は、変更になる場合があります。

【問い合わせ】 市議会事務局

☎ 22-9687 FAX 24-7901

今月の納税

●納期限 3月31日(火)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税(9期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

募集 起業を考えている人へ ゆめテクノ伊賀インキュ ベーション室入居者募集

起業後間もない人や起業を考えている人などが使用できるインキュベーション室の入居者を募集します。

【利用料金】

○2号室(22.75㎡): 38,050 円/月

○3号室Bブース(22.75 / 3㎡):

13,370 円/月

○5号室(24.75㎡): 41,140 円/月

【入居期間】 原則3年以内

【応募期限】

3月13日(金) ※当日消印有効

【応募方法】 申請書などを「ゆめテクノ伊賀」に提出してください。市で審査し入居者を選定します。

申請書は、商工労働課にあります。ゆめテクノ伊賀ホームページからもダウンロードできます。

【応募先・問い合わせ】 (公財)伊賀市文化都市協会「産学官連携地域産業創造センターゆめテクノ伊賀」

☎ 41-1061 FAX 41-1062

<http://www.bunto.com/>

商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628

募集 市民ふれあい農園利用者

【ところ】 予野・青蓮寺開畑地内

【募集区画】

○小区画: 50㎡・211 区画

○大区画: 100㎡・35 区画

※1人何区画でも利用できます。

【利用料】

○小区画: 年間 15,000 円/区画

○大区画: 年間 30,000 円/区画

※12カ月に満たない場合は月割り

※100㎡以上の区画利用で面積に

応じて割り引きがあります。

【付帯施設】 ログハウス(管理棟)・トイレ・ロッカー(有料)・シャワー(有料)・農機具(一部有料)

【利用期間】 契約月~平成28年3月31日(継続更新可) ※途中解約不可

【申込先・問い合わせ】 明日が楽しみな里づくり委員会 ☎/FAX 39-1250 ※後日、市と貸付契約書を締結する必要があります。

【問い合わせ】 農村ふれあいセンター

☎/FAX 39-1250

農園管理棟 ☎ 39-0693

※火・木・土・日曜日、祝日のみ

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

催し 梅まつり

阪神淡路大震災から20年。個性的な光を放つ竹灯りの作品で彩られた館で、復興ソングと一緒に歌いませんか。

【と き】

3月20日(金) 午後7時~9時

(竹灯り点灯: 午後6時)

【ところ】

ライトピアおおやまだ ホール

【内 容】

○竹灯りのオブジェ(かさとり学級)

○チンドン(富都路)・人権劇(布引

地域住民自治協議会うめぼし座)・

落語・太神楽曲芸・マジック

○東日本大震災復興ソング「花は咲く」歌と歌唱指導(コーラス木の実)

※手話通訳・磁気誘導ループあり

【問い合わせ】

ライトピアおおやまだ

☎ 47-1160 FAX 47-1162

募集 韓国語(ハングル)講座

【と き】 ※全32回

4月2日(木)~12月19日(出)

○入門クラス: 木曜日

(午後6時~7時)

○初級クラス: 木曜日

(午後7時~8時)

○中級・上級クラス: 木曜日

(午後8時~9時)

○全クラス: 土曜日

(午後1時30分~2時30分)

※(木)または(土)のいずれかを受講

【ところ】 ゆめぼりすセンター

【内 容】

○入門・初級クラス: 発音・基礎講座

○中級・上級クラス: 会話中心の講座

【受講料】

25,000 円

※テキスト代別

【申込先・問い合わせ】

大韓民国民団三重県伊賀支部

☎ 21-2043 FAX 21-2243

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

献血のご案内

●3月13日(金)

午前10時

~午後1時

阿山保健福祉センター



催し 大山田温泉さるびの催し

○自由市場(特産品など出品)

【と き】 3月8日(日)・22日(日)

午前10時~午後1時

【ところ】 さるびの温泉第2駐車場

○チンドン富都路 公演

(歌謡曲、演歌、童謡など)

【と き】 3月14日(出)

第1ステージ: 午前11時~正午

第2ステージ: 午後1時~2時

【ところ】 さるびの温泉施設内

○さるびのサイクリング

【と き】 3月21日(土) 午前11時~

【ところ】 さるびの温泉周辺

【参加費】 1,000 円(入浴券付き)

【定 員】 30 人

○おはぎまつり(おはぎ販売)

【と き】 3月22日(日)

午前10時~なくなり次第終了

○ノルディックウォーキング

【と き】 3月29日(日) 午前10時~

【ところ】 さるびの温泉周辺

【参加費】 1,200 円(入浴券付き)

【定 員】 30 人

○光のARTライトアップイルミネーション

【期 間】 春休み期間中

【問い合わせ】 大山田温泉さるびの

☎ 48-0268 FAX 48-9811

大山田支所振興課

☎ 47-1150 FAX 46-1764

催し 春の小さなコンサート

【と き】 3月27日(金)

【ところ】 青山ホール

【内 容】

○第1部: 子どものためのアニメソング

(午後1時30分~2時)

演奏: 青山中学校&桔梗が丘中学

校吹奏楽部合同バンド

○第2部: 吹奏楽コンサート

(午後5時40分~8時)

①桔梗が丘中学校吹奏楽部

②青山中学校吹奏楽部

③上野高等学校吹奏楽部

《特別レッスン生募集》

当日、上野高校吹奏楽部による小・中学生対象の吹奏楽レッスンをを行います。(楽器持参者に限る。) 特別レッスンのみ申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

受付期間: 3月9日(月)~16日(月)

【申込先・問い合わせ】 青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211



親子が明るく過ごすために

青少年健全育成講演会（2月7日）

ハイトピア伊賀で、恵泉女学園大学大学院教授の大日向雅美さんを講師に招き、「母親ひとりの“孤育て”から皆でささえる“子育て”へ」と題して講演会を行いました。講師は、育児のほとんどを母親がひとりでやっている現状があることを述べ、子育てには周りの人の温かい見守りがなければ解決できない問題がたくさんあり、周りの人は、まず母親の言葉や気持ちを聴くことが大切であると話しました。

この日は母親や子ども連れの家族などが参加し、子育て支援の大切さを学びました。

▼実際に受けた子育ての相談などを紹介し、今の母親たちの悩みについて話す大日向さん。



▲決勝戦は、中瀬 A と中瀬 B で行われました。

アタック No.1 !!

伊賀市長杯ソフトバレーボール大会（2月8日）

ソフトバレーボールを通して健康の増進を図り、スポーツに対する関心と理解を深めるとともに、大会を通して相互の親睦と体力づくりの推進を図る目的で、今回6回目の大会が開かれました。

ソフトバレーボールは、ゴム製のやわらかいボールを使って、バドミントンのダブルスコートで4人対4人で行われます。今回は、6チーム35人の参加がありました。

選手たちは、普段、使い慣れたボールよりも、大きくて、やわらかいボールの変化する動きにとまどいながらも試合を楽しんでいる様子でした。



◆粗大ごみをご自宅の玄関まで引き取りに伺います

粗大ごみの戸別収集～伊賀北部地区～

【問い合わせ】廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

一般家庭から排出される家具・寝具類などの解体が必要な大型ごみや、発火危険物・解体困難物など集積場で収集できないごみを、ご自宅の玄関先へ収集に伺う粗大ごみ戸別収集事業（有料）を実施しています。

《出し方》

- ①電話で「伊賀北部粗大ごみ受付センター（☎ 20-1255）」へ申し込む。
 - ②収集手数料1点につき200円の「粗大ごみ処理券」を購入する。
 - ③申し込み時に予約した収集日に指定場所に出す。
- ※詳しくは昨年配付した『資源・ごみ分別ガイドブック』（制度は14ページ、点数は23ページ以降の品目）をご覧ください。

■利用状況 平成26年4月～平成27年1月末現在

地区	上野	伊賀	島ヶ原	阿山	大山田	合計
利用件数	1,298	171	51	98	81	1,699
主な収集品目	家具類	寝具類	趣味レジャー用品	家電製品類	その他	合計
点数	2,685	639	530	338	912	5,104

【問い合わせ】廃棄物対策課

各支所振興課（青山支所を除く。）

※伊賀南部地域（青山支所管内）でも同様の事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。（青山支所振興課☎ 52-1112 または伊賀南部環境衛生組合業務室☎ 53-1120）



▲普段からできる抱っこのコツや、災害時に片手を空けられる抱っこの仕方などを教わりました。



災害時の心構えに

キラキラ Baby (2月13日)

ハイトピア伊賀で、1歳までの子どもとその保護者を対象に「子育て支援事業キラキラ Baby」を開き14組の親子が参加しました。

家庭でできる防災訓練をテーマに行った今回は、レジ袋を使った簡易おむつや、大きめの紙を折って箱にした子ども用の簡易トイレなどの作り方を学びました。また、災害時に片手で荷物などを持てるように片方だけの手で赤ちゃんを抱っこする方法も練習しました。



小・中・高生のための「ユニバーサルデザイン」について、わかりやすく解説します。

本紙7ページの「ユニバーサルデザインを暮らしの中に」について、わかりやすく解説します。



こども広場

「ユニバーサルデザイン」

ユニバーサルデザインと
バリアフリー

わたしたちのまちには、いろんな人が暮らしています。障がいがある人、ない人、おとしより、若い人、すべての人にとって、暮らしやすいまちにしようという考えから生まれたのが「ユニバーサルデザイン」です。

みなさんはお店や駐車場でスロープになっている入り口を見かけたことはありませんか？車イスに乗っていたり、足が不自由など、段差に注意が必要なのために設置されているもので、もともとあった段差をなくすための工夫は、「バリアフリー」といいます。

まちや暮らしの中にある

ユニバーサルデザイン

シャンプーの容器にはギザギザがついています。これは、目の不自由な人だけでなく、すべての人が髪の毛を洗うときに、目を閉じていてもギザギザのないリンスと区別することができるようになっている工夫です。

また、みなさんの家には、市役所から「広報いが市」が届いて

いると思います。広報紙の中の文章では、だれにとっても見やすいように、大きめの文字や見やすい形の字を使う工夫をしています。

わたしたちに、なにができるかな

みなさんの教室を思い出してください。同じ教室の友だちは、女の子、男の子、背の低い子、高い子：それぞれの個性を持っていて同じ人なんていませんよね。でも、そんなみんなが仲良く遊んだり、一緒に勉強したりできるのは、どうすれば仲良くすごせるかをたがいに思いやっているからではないでしょうか。どんな個性を持った人も区別なく暮らししていけるよう、みんなで考えようという気持ちは、大切な心の「ユニバーサルデザイン」です。

スロープや点字ブロックの上に自転車をとめない、電車やバスで妊娠している人やおとしよりに席を譲るなどの思いやりが、みんなが暮らしやすいまちをつくっていくことにつながります。まずは、自分ができる心のユニバーサルデザインを考えてみましょう。

【問い合わせ】

広報情報課

TEL 22・96336 FAX 22・9617

カラダのこと おしえて！

朝の尿を採取する理由知ってますか？

検尿のはなし

体の情報を多く含む尿

検尿といえば、小学校の健康診断から入院中の高齢者まで幅広く行われ、誰もが経験したことがある検査です。患者さんが痛い思いをせず、1回で検査に十分な量を採取することができるのが尿検査の利点です。

簡単に採取できる尿ですが、体の情報をたくさん含んでいます。腎臓の異常だけでなく、肝臓の病気や糖尿病、がん細胞などを発見する手がかりにもなります。しかし、飲食物や運動、薬の影響を受けやすいので、正しい検査結果を出すためには皆さんの協力が不可欠です。

検査に適した「早朝尿」



検尿には起床後一番目の尿、いわゆる「早朝尿」が最も適しています。1日の中で最も濃縮されているため、含まれる成分の量が最も多くなります。また、起立性蛋白（体動によって腎臓が圧迫されることで漏

れ出る蛋白）を除外できるため、病的な蛋白のみを検出することができます。

また、尿を採るときは「中間尿」を採るようにしましょう。中間尿は出始めと後半の尿を捨て、中間部分を採取します。出始めの尿で尿道の分泌物や細胞成分、細菌などを洗い流すことができ、細胞成分の少ない後半部分の尿を除くことで、内容物の多く入った尿を採取することができます。

正しい知識で、正しい検査結果を

検査を行う前日や当日は激しい運動を避け、柑橘類やスポーツドリンク、サプリメントなど、ビタミンCを多く含む物の飲食を控えるようにしましょう。いずれも反応に影響を与え、正しい検査結果が得られなくなります。

ご自身の体の状態を正しく知るため、ご協力ください。

（上野総合市民病院 臨床検査技師 古家 充賀）



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

伊賀市自治基本条例～第3章 市民の参加編～

今回は、第3章「市民の参加」（第12条～第20条）について説明します。この章では、市民のまちづくりへの参加について、3つの節に整理して説明しています。

第1節「市民参加の権利と責務」（第12条～第14条）
全ての市民に主体者としてまちづくりに参加する権利があることを明らかにするとともに、自らの発言と行動に責任を持ち、互いの活動を尊重し、認め合うことについて定めています。

また、市は市民の自主的、自立的な活動を尊重し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならないことを定めています。

第2節「市民参加の制度保障」（第15条～第18条）

具体的な市民参加の制度として、総合計画など市の重要な計画の策定や見直しに際しては、その手続や計画案を公表し、意見を求めることや、審議会には公募委員を加えることを定めています。また、まちづくりの基本方針や市民の権利を制限するなど、市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定や改廃に際しても、市民の参画を図らなければならないこととしています。

第3節「市民投票」（第19条、第20条）

市民参加の制度の中でも、特に重要な政策判断が必要な事項について、市民の最終意思確認の手段である市民投票の成立要件などを定めています。市の重要事項が少数意見で決定されないよう、投票率が2分の1に満たない場合は無効になるとしており、昨年8月24日実施の「伊賀市庁舎整備に関する住民投票」では投票率が42.51%であったため、成立しませんでした。

次回は、第4章「住民自治のしくみ」について、説明します。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

伊賀警察署だより

子どもたちを犯罪から守ろう！



春休みから新学期にかけての時期は、生活環境の変化に伴い、子どもが非行に走ったり、犯罪の被害にあうケースが多くなることが予想されます。

特に出会い系のインターネットサイトやアプリから、違法な書き込みをしてしまったり、また、児童買春や強制わいせつなどの被害にあう犯罪が後を絶ちません。



子どもを犯罪から守るためにも、次のことに心がけましょう。

○出会い系サイトは「見ない、書き込まない、会わない」ということを言い聞かせる。

○携帯電話のフィルタリングサービスを利用する。

○携帯電話の使用状況を話し合える環境を作る。

子どもたちの大切な将来を守るためにも、大人一人ひとりが子どもたちと向き合いましょう。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう



伊賀線は平成 28 年に 100 周年を迎えます

伊賀線は、大正 5 年に伊賀軌道(株)が現在の伊賀上野駅～上野市駅間を開業、昭和 4 年に現在の近畿日本鉄道(株) (以下、「近鉄」) の前身である大阪電気軌道(株)と合併し、以後、近鉄伊賀線として市民の重要な交通手段として地域に貢献してきました。

しかし、沿線地域の少子高齢化、クルマ社会の進展などで、利用者は昭和 41 年度の年間約 414 万人から平成 18 年度の約 220 万人にまで減少しました。利用者の減少は収支の悪化を招き、平成 16 年に近鉄は従来どおりの経営が困難であると申し出ました。

現在、伊賀線の維持存続のため 10 年間の約束のもと、近鉄と伊賀市が運営赤字の補助を行うことで運行していますが、それも平成 28 年度までとなり、その後の運営について話し合いを進めています。平成 28 年に 100 歳を迎える伊賀線が、将来も走り続けるためには、皆さん一人ひとりの利用が必要です。週に 1 回、月に 1 回利用することから始めませんか。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9672

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

伝統行事から見えてきたもの —たまたき保育所—

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

2月3日は節分、3月3日はひな祭りです。各家庭では、豆まきをしたり、お雛様を飾ったりすることでしょう。保育所でも行事の由来を伝え、子どもたちと一緒に伝統行事を行っています。

節分とは、冬から春への季節の変わり目のことで、春を迎えるための行事であり、鬼は冬の象徴とされています。雛祭りは、「桃の節句」とも言われ、子どもたちの健やかな成長を願う行事です。どちらも、家庭や子どもたちの幸せを願って行われますが、その行事の中に人を排除したり、きめつけた見方をしてしまうような意味合いはないでしょうか。保育所(園)では、節分やひな祭りの取り組みを通して、鬼やお雛様の気持ちを考え、さらに自分の周りにいる“ともだち”のことについて考える機会を持っています。例えば、絵本「島ひきおに」には、一緒に遊びたいのに遊んでもらえない鬼が出てきます。この絵本を通して、保育所(園)

生活の中でこの鬼と同じ思いをしている子はいないだろうか、身近なところに、この鬼と同じような立場に置かれている人はいないだろうかと考えます。そして、外見だけで決めつけられている人や決めつけている人がいるのではないかと気づきへとつなげています。このように、他人の気持ちを考え、自分も他人も大切にできる子どもたちを育てる解放保育を実践しています。そうした取り組みをすることで、毎日の生活の中に差別や偏見、不合理があることも見えてきました。

3月3日はひな祭りであると同時に、差別のない平等な世の中を作ることを願って、水平社が立ち上げられた日(1922年)でもあります。子どもたちがお互いの話を聴き合ったり、思いを出し合うことで、人を尊敬し、水平線のようにみんながずっと真直ぐな心を持ち、みんなが幸せに暮らせるようにと願って伝統行事を行っています。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより

《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室（いがまち公民館内） ☎ 45-9122
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内） ☎ 59-2291
 阿山図書室（あやま文化センター内） ☎ 43-0154
 大山田図書室（大山田公民館内） ☎ 47-1175
 青山図書室（青山公民館内） ☎ 52-1110

今月の新着図書

■一般書

『絶対に行けない世界の非公開区域 99』
 ダニエル・スミス／著
 50年間燃え続ける町、英国女王の寝室、謎の短波放送を送信し続けている無線放送局…。世界の立入禁止エリアを、多数の写真と地図で紹介します。

■絵本

『ロバのジョジョとおひめさま』
 マイケル・モーパーゴ／文 ヘレン・スティーヴンズ／絵
 誰にも優しくしてもらったことがない、ロバのジョジョ。おやじさんに連れられて行ったベネチアで、一人の優しいおひめさまに出会いますが…。温かい物語です。

■一般書

『レゴプレイブック』
 ダニエル・リプコーウィッツ／著
 『ビジュアル版ザ・ビートルズ全史』
 大人のロック！／編
 『本は友だち』 池内 紀／著

■児童書

『十代に贈りたい心の名短歌 100』
 田中 章義／編著
 『集中力&計算力アップ! かならずわかる! はじめてのそろばん』 堀野 晃／監修
 ■絵本
 『おみくじ』 きた あいり／作
 『ネコのナペレオン・ファミリー』
 木坂 涼／文・はた こうしろう／絵

図書館（室）からのお知らせ



図書館の本の並べ方にはルールがあること、知ってる？



3～4桁の数字で分類しています

図書館では「日本十進分類法（NDC）」という方法を利用して本を並べています。本の背表紙に「913.6」や「159.2」など数字シールが貼られているのを目にしたことがあると思います。この4ケタの数字（児童書は3ケタ）が「日本十進分類法（NDC）」です。

日本十進分類法は「本の住所」

本の内容によって「000」～「999」までの番号に

分類して並べています。また多くの図書館では0～9番までの番号を本棚に掲示しています。これも「日本十進分類法」を使い、この本棚にはどんな内容の本があるのかが一目でわかるようになっています。そのため、この番号を使えばどの本がどの棚に並んでいるのかが、すぐにわかります。わかりやすく言うと、日本十進分類法とは「本の住所」だといえます。

また、ラベルの色で一般書、児童書、絵本と区別ができるようになっています。上野図書館入口に「日本十進分類法」のパネルを掲示しています。背ラベルを見て本を探してみるのもおもしろいと思います。

3月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。（30分～1時間程度）

と き	ところ	催物（読み手）	と き	ところ	催物（読み手）
11 日(木) 10:30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり	19 日(木) 10:00～	島ヶ原原子育て支援センター	読み聞かせ会（ネェよんで）
12 日(木) 10:30～	上野図書館	えほんのひろば（ちいさなねこ）	21 日(土) 10:00～	いがまち図書室	読み聞かせ会（ぶらんこ）
14 日(土) 10:30～	上野図書館	おはなしの会	25 日(水) 10:30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会
15 日(日) 10:30～	大山田図書室	おはなしたいむ（きらきら）	27 日(金) 15:00～	青山図書室	おはなしなぁに？
17 日(火) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせ会（はあと&はあと）	28 日(土) 10:30～	上野図書館	おはなしの会
18 日(水) 15:00～	阿山図書室	読み聞かせ会（はあと&はあと）			
	上野図書館	えほんの森（よもよも）			

3月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
1 名張	2 岡波	3 上野	4 岡波・名張	5 名張	6 上野	7 上野
8 岡波	9 岡波	10 名張	11 岡波・名張	12 名張	13 上野	14 名張
15 名張	16 岡波	17 上野	18 岡波・名張	19 名張	20 上野	21 上野
22 岡波	23 岡波	24 名張	25 岡波・名張	26 名張	27 上野	28 上野
29 名張	30 岡波	31 上野	*小児科以外の 診療科です。			

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。
※二次救急（重症）の人が対象です。

《実施時間帯》 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

《実施時間帯（岡波総合病院）》

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分 日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院（☎ 24-1111）】

【名張市立病院（☎ 61-1100）】

【岡波総合病院（☎ 21-3135）】

◎伊賀市救急相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22

（フリーダイヤル）

医師・看護師などが24時間年中無休体制で、救急医療や応急処置などに関する相談に応じます。（通話料・相談料：無料）

◎伊賀市応急診療所（一次救急）【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時
※受付は、診療終了時刻の30分前までにお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、三重県救急医療情報センター（☎ 24-1199）へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

甲賀市

亀山市

滋賀県立陶芸の森 25 周年記念特別展 ～北欧スウェーデンの動物のやきものリサ・ラーソン展～



北欧の陶芸作家リサ・ラーソン。動物や子どもたちをテーマに、世界中の人々に愛されてきた彼女の代表作品 230 点に加え、その生活スタイルに至るまでを紹介する国内初の本格的な展覧会です。

【と き】 3月7日(出)～6月7日(日) 午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）

【休 館】

月曜日（5月4日開館・5月7日振替閉館）

【料 金】 一般：700円 高大生：500円
中学生以下無料 ※20人以上は団体割引あり

【問い合わせ】

滋賀県立陶芸の森（甲賀市信楽町勅使 2188-7）

☎ 0748-83-0909 FAX 0748-83-1193

※会期中、信楽高原鐵道ではコラボ企画のラッピング列車が運行しています。

町並みを描く、やすらぎを描く、閑宿を描く ～第10回閑宿スケッチコンクール～

東海道の宿場町として栄え、往時の面影を色濃く残す閑宿。キャンバスを片手に、閑宿をスケッチしてみませんか。

【と き】 3月28日(出)

午前8時30分～午後3時30分（雨天決行）

【受付場所】 閑宿素描館（旧落合家住宅）閑町中町

【参加費】 一般の部（高校生以上）…200円

子どもの部…無料（参加賞あり）※申し込み不要

※当日に閑宿で描いたスケッチ（油彩は不可）を

午後3時30分までに受付へ提出してください。

※特別企画として、画家 山口晃トークショーを午後5時30分から閑ロジで開催。

【アクセス】 名阪国道「閑 IC」から閑方面へ約10分

【問い合わせ】 閑宿スケッチコンクール実行委員会（森 ☎ 0595-82-4125）、市民文化部文化振興局まちなみ文化財室（☎ 0595-96-1218）



【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎ 0748-65-0675

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室 ☎ 0595-84-5021

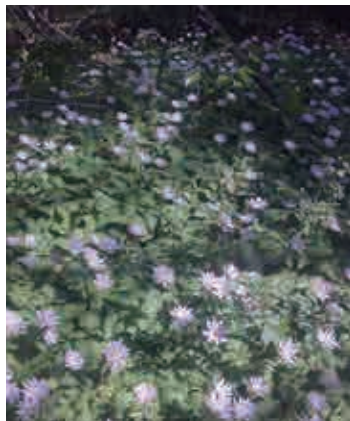
市長の伊賀じまん

—伊賀に咲く早春の花—



「春は名のための風の寒さや」で始まる『早春賦』という歌があります。寒い冬のあとに来る春を待ち遠しく思う気持ちを歌った日本の唱歌です。

伊賀の早春の野山には、山野草などが一斉に花開きます。白い小さな花をつける“節分草”はご存じでしょうか。キンポウゲ科の多年草で、春の訪れを知らせる花です。



キクザキイチゲ（写真左）は菊のような花びらで紫がかった青色のかわいらしい花です。ふと通りがかったやぶ陰で、群生しているキクザキイチゲを見つけたことがあります。青から紫へのグラデーションが美しくかれんな

▶伊賀の山里に春を告げる“節分草”。左下のキクザキイチゲとも、伊賀市内で散策中に撮影。



姿は大変印象的なものでした。

ヤマシャクヤクもまた、春を告げる山野の花です。直径4cmから5cm程度の白い花をつけ、山中の景色を彩ります。

春に咲く花として忘れてはならないものにヤブツバキがあります。開花期間が長く、1月下旬から5月初旬まで花開きます。ツバキにはたくさんの種類があり、形はさまざまです。色も真っ赤なものや、斑入りの花びらをもつもの、ピンクがかったもの、さらには白いツバキもあります。市内を歩いているときに、竹やぶの中に真っ白なツバキが咲いているのを見つけ、その凛とした姿にハッとしたことを覚えています。

一年を通してさまざまな花が咲き、野山は千変万化して私たち見る者をなごませます。貴重で美しいこの花々の美しさを、いつまでも楽しめるよう大切に守り続けたいものです。

（伊賀市長 岡本 栄）

戦争と慰霊

市史編さんだより (36)

今年は、戦後70年の節目の年です。国民の大半が戦争を知らない世代となり、戦争の記憶の風化が危ぶまれる時代となりました。

先の戦争では、市域から多くの方々が出征され、たくさんの方がアジアや太平洋の島々で亡くなられました。戦没者については、『青山町史』や『伊賀町史』などの自治体史や遺族会発行の書物にご芳名、戦没地・年月などが記されています。

それらをまとめると、市域の戦没者は約3,000人にも上ります。その戦没地を見ると、フィリピン、インド、ビルマ（現ミャンマー）、中国が多く全体の6割を占めています。また、その年月を見ると、敗色が濃くなった昭和19年（1944）半以降急激に増え、市域では毎月100人、ときには300人を超える人々が戦死された月もありました。

フィリピンは、徴兵により市域の人々が多く入隊した陸軍の第33連隊（津市久居）が、防衛のため動員された場所であったためです。インド・ビルマに出征したのはインパール作戦に従軍した人々でした。インパール作戦では、戦死した日本兵の遺体が街道に延々と続き、その道は「白骨街道」と呼ばれたほどでした。

戦没者数は地域の中でどの程度の



▲柘植歴史民俗資料館裏の「平和の礎」

割合であったか、当時の戸数から見ると、地区によって多少の違いはありますが、およそ20～25%、実に4、5軒に1軒の割合で戦没者を出したことになり、地域に深い悲しみと苦しみをもたらしました。

戦没者を慰霊するため、市内の各所に慰霊碑が建立されました。こうした慰霊碑は、日清日露戦争後に建立された「忠魂碑」もありますが、昭和20年以降も多く建てられ、現在も慰霊祭が執り行われています。慰霊碑には、戦争による犠牲者の慰霊と平和への祈りが込められています。

総務課市史編さん係

☎ 52・4380 FAX 52・4381